様式第８号（第１０条第２項関係）

記　　号　　　番　　号

平成　　年　　月　　日

　（サービス事業者等の代表者）

小野町長

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

の遵守に関する勧告に係る措置の実施について（命令）

　　下記事業所に対し、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の９第１

項の規定に基づき、平成　　年　　月　　日付け第　　　　号で勧告をしたところ、正当な理由なく

同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、同条第３項の規定に基づき下記のとおり改

善を命じます。

　　また、当該改善命令については、公示いたします。

　　なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法第７８条の１０第１項の規定に基

　づき指定の取り消し、指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

　１　事業所名

　２　命令事項

　　（１）×××××××××××××××××××××××××××××（根拠「指定地域密着

　　　　型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）

　　　　第　条第　項」）

　３　改善期限　　　　平成　　年　　月　　日

　　　※改善期限と４（２）に記載する報告書の提出期限は、町の判断で設定する。

　４　改善報告書の提出

　　（１）この命令に係る措置は様式第９号の命令事項改善報告書へ記載し、報告してください。

　　（２）改善報告書の提出期限は、平成　　年　　月　　日とします。

　５　教示

　　　この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）の定め

　　るところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内（この処分が

　　あった日の翌日から起算して１年を経過した場合は除く。）に小野町長に対し、異議申し立てをし、

又は行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の定めるところにより、この処分があったこ

とを知った日（当該処分について異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定が

あったことを知った日）から６ヶ月以内（この決定があった日から１年を経過したとき及び当該

処分について異議申し立てをした場合は、当該異議申し立てに対する決定があった日から１年を

経過したときを除く。）に小野町長を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができま

す。

（事務担当　　健康福祉課　　職氏名　　　　電話　　　　　）